

第34回 青森県原子力政策懇話会 議事録

開催日時 令和6年6月17日（月） 10:00～11:25

開催場所 ウエディングプラザ「アラスカ」4階 ダイヤモンド

主な出席者（※はオンライン参加）

委員 17名出席（全委員25名）

倉橋委員、坂本委員（座長）、塩谷委員、高木委員（代理：加藤氏）、
岩本委員、蝦名委員、※阿波委員、稲垣委員、※占部委員、奥村委員、※柿沼委員、
佐藤委員、高橋委員、永里委員、白濱委員、田中委員、※松井委員

国 経済産業省資源エネルギー庁 皆川原子力立地・核燃料サイクル産業課長
原子力規制庁 長谷川原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全規制管理官
服部地域原子力規制総括調整官（青森担当）

事業者 リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長
東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役 青森事業本部長
日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長
電気事業連合会 藤本専務理事
青森県 宮下知事、小谷副知事、坂本環境エネルギー部長、豊島危機管理局長

1 開会

【司会（県危機管理局 竹ヶ原参事）】

それでは、ただ今から「第34回青森県原子力政策懇話会」を開会いたします。開会にあたりまして、宮下知事より挨拶を申し上げます。

2 知事挨拶

【宮下知事】

皆さん、改めておはようございます。本日は、お忙しいところを御参集いただきまして誠にありがとうございます。

去る6月6日に開催いたしました原子力政策懇話会において、むつ市に所在するリサイクル燃料備蓄センターに関する、いわゆる安全協定についての説明を各機関からさせていただいたところでございます。本日は、その説明に関しての質疑ということになります。皆様の忌憚のない御意見を、それを幅広い視点から頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは、冒頭、以上とさせていただきます。

3 出席者紹介

【司会】

本日の出席者を紹介させていただきます。青森県原子力政策懇話会委員25名のうち、17名の方に御出席いただいております。うち4名はオンラインでの御参加となっております。それでは、委員の皆様から順次御紹介させていただきますので、会場御出席の方は、お名前をお呼びしましたら恐縮

ですが御起立いただき、また、オンライン参加の方は、お名前をおっしゃっていただきたいと思います。それでは、はじめに、団体代表委員として、倉橋委員です。

坂本委員です。

塩谷委員です。

高木委員の代理である、青森県医師会の加藤事務局長です。

有識者委員として、岩本委員です。

蝦名委員です。

専門家委員として、オンライン参加の阿波委員です。

稲垣委員です。

オンライン参加の占部委員です。

奥村委員です。

オンライン参加の柿沼委員です。

佐藤委員です。

高橋委員です。

永里委員です。

最後に今期の公募委員として、白濱委員です。

田中委員です。

オンライン参加の松井委員です。

次に国からの出席者のうち、代表の方を御紹介いたします。

経済産業省資源エネルギー庁から原子力立地核燃料サイクル産業課 皆川課長です。

原子力規制庁から、長谷川原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全規制管理官です。

服部地域原子力規制総括調整官です。

続いて、事業者等の出席者のうち、代表の方を御紹介いたします。

リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長です。

東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役青森事業本部長です。

日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長です。

電気事業連合会 藤本専務理事です。

最後に県の出席者です。

宮下知事です。

小谷副知事です。

坂本環境エネルギー部長です。

豊島危機管理局長です。

この他、関係部局の担当者が出席しております。出席者の紹介は以上です。

それでは、この後の進行は、坂本座長にお願いいたします。

4 案件

リサイクル燃料貯蔵株式会社における使用済燃料貯蔵計画及び安全協定（案）等について

【坂本座長】

座長の八戸工業大学の学長の坂本でございます。皆様の御協力をいただきながら会議を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1ですけれども、前回の会議で御説明いただいた内容につきまして、事前に皆様からいただいた質問に対する回答をまとめたものでございます。この資料につきまして、追加、または御確認の御質問を受けたいと思います。質問のある委員の方は、挙手をお願いいたします。何か御発言はございませんでしょうか。

(質問なし)

特にないようでございますので、質疑応答は、この場で終了したいと思います。

続きまして、委員の皆様様の御意見を伺いたいと思います。資料2を御覧ください。資料2は、本日の案件に対する委員からの御意見につきまして、事前にいただいたものをまとめたものですが、本日は、御出席されている委員皆様から御発言をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速ですけれども、倉橋委員からお願いいたします。

【倉橋委員】

それでは、私の方から意見を述べさせていただきます。まず結論からなんですけれども、リサイクル燃料貯蔵センターの方ですけれども、これに係る計画及び安全協定には、基本的には同意いたします。安全性向上への取組に終わりはないと、強い意識をもとに安全管理を徹底するとともに、確実な事業開始に向けて取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、この使用済核燃料対策の推進に併せて、再処理工場の早期のしゅん工、そして核燃料サイクルの推進にも、国や事業者はよく連携しまして、全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

【坂本座長】

ただ今の御意見につきまして、リサイクル燃料貯蔵、それから資源エネルギー庁から何かございましたらお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。今の倉橋委員の御意見に対しまして、委員の方から御評価いただきましてありがとうございます。弊社、2024年度の第2四半期の事業開始を目指しまして、引き続き安全を最優先に取り組んで参りたいと考えております。

なお、現場の安全管理に対する取組の一例を御紹介させていただきますと、弊社では、工事担当箇所による工事監理に加えまして、毎週、幹部による現場パトロールの方を実施してございます。こちらによりまして、協力企業とのコミュニケーションを図るとともに、現場の危険箇所ですとか、改善事項、こちらを抽出しまして、幹部会議で共有して、是正措置を検討・実施しております。今後もこのような取組を継続的に行うことで、安全な現場を作って参りたいと考えてございます。以上でございます。

【坂本座長】

資源エネルギー庁の方から、何かございますでしょうか。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁でございます。御指摘、誠にありがとうございます。御指摘のとおり、核燃料

サイクルの推進ということは、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用などの観点から、国の基本的方針というふうに一貫して位置付けているものでございまして、その推進ということにあたりまして、六ヶ所再処理工場の早期のしゅん工、また、MOX燃料の工場のしゅん工など、またプルサーマルの推進など、核燃料サイクルの推進につきまして、御指摘のとおり事業者とよく連携して、しっかりと取り組んで参りたいと考えてございます。

また、原子力の利用におきましては、安全確保は最優先であると考えてございまして、原子力規制委員会の監視の下で事業者が安全性の確保に万全を期するように、私ども、事業所管、エネルギー政策の所管の官庁といたしましても、しっかりと事業者を指導して参りたいと思います。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。続きまして、塩谷委員から御意見を伺いたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

【塩谷委員】

お疲れ様でございます。連合青森の塩谷でございます。今回、事務局の方から、全ての委員からの発言をいただきたいと連絡がございましたので、事前に原稿を送付しておりませんでしたけれども、発言をさせていただきたいと思います。

まずもって、国の原子力政策に基づく、とりわけ本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興なども含め、各種取組を進めていただいている関係各社の日々の取組に敬意を表したいと思います。この間の意見交換も含めて、様々な委員から安全性に関する質問、意見が出され、見解も示されていまして、その対応については受け止めたいというふうに思います。今後、万が一に備えた日々の対応をお願いしたいと思います。

その上で私からは、原子力産業に関連をする各社における最近の人員の採用状況はどのようになっているのか。また、離職率、社員の人員状況を含め、今後のスキル維持、将来の展望に向けた事業運営、さらには採用計画について教えていただきたいと思います。立場上、今年の賃上げについては、過去最高の状況となっており、このことについては、賃上げの必要性が一致したと受け止めるものでありますけれども、採用にあたっては、若者のニーズが多様化しており、これまでの価値観が通用しないことから、多くの企業で優秀な人材確保に向けて苦慮しているところであります。本日参加の各社においては、日々の作業において安全性やスキルの維持は行われていると認識するものでありますけれども、昨今の労働力不足により、多くの企業で人員の奪い合いが行われている中で、将来を担う若年層がとりわけ東日本大震災以降の原子力産業のイメージ、現状を踏まえ、原子力産業に関わりたい、働きたいと思っているのか、非常に危惧しているところであり、魅力ある職場づくりを目指していきたいとの思いからの発言であります。よろしく願いしたいと思います。

【坂本座長】

ありがとうございました。ただ今の御意見に対しまして、R F Sから御発言お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。今の委員の御質問の採用の関係でございますけれども、

弊社、今年の4月1日の時点で社員87名おりまして、地元出身者の比率からすると、そのうちの28名ということで、約32%になります。新卒等の採用でございますけれども、一応、地元採用ということであれば87名のうち22名ということで、主に新卒につきましては、毎年、地元の高校の方から採用の方をさせていただいております。その他といたしましては、キャリア採用ですとか、あとは地元で自衛隊さんがございますので、そちらのOBの方に監視員として採用の方、若干名させていただいております。弊社、親会社である東京電力ホールディングス及び日本原子力発電からの出向社員がまだ多い状況にはございますけれども、これをプロパーの比率を高めていって、やがてはプロパーだけで弊社の事業の中核を担うような形の人材の育成をしていきたいと考えてございます。

賃金の方につきましても、弊社の方、若干でございますけれども、今年度、賃上げの方をさせていただいております、こちらの方も一般的な世間の企業の情勢を見ながら、対応の方をしていきたいと考えてございます。簡単でございますが、以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございます。あと企業の方、何かよろしく願いいたします。

【東京電力ホールディングス（株）】

東京電力の宗と申します。お世話になっております。当社の採用の方、全社的には、原子力に限らずということで、2024年度で850名、採用しております。そのうち、今、この青森という意味では、青森事業本部、新入社員ということではなくて、総勢が今120名程度おります。地元の下北の高校、また青森県内の高専、そういうところからも採用を展開しております、日々インターンシップですとか、学校の方を訪問して、それでまた生徒の方にいろんなエネルギーに関する様々な情報を提供して、そして興味を持っていただくようにということでやっております。

現在、東通原子力発電所、我々、建設に向けて取り組んでおりますけれども、まだ見通しを提示することができていない状況ですけれども、これからしっかりとそれを果たして展開をしていくと、そうすると、更に120名から人員は増えていくというふうに想定をしております。先ほど、850名と言いましたけれども、これは、配電とか、全体の人数ですので、このうち原子力部門で言いますと70名程度割当てがあって、そして、東通に将来来る人間も、今、柏崎刈羽原子力発電所とか、そういうところで働きながら経験を積んで建設が始まりますと、こちらの方に来るということでローテーションを考えてございます。

今後も地元の方々にしっかりと興味を持っていただいて、入っていただきながら、人材の方、しっかりと確保しながら、安全最優先で取り組んで参りたいと考えております。私からは以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。お願いいたします。

【日本原子力発電（株）】

日本原子力発電からも御報告申し上げます。私どもの24年度の採用ですけれども30名ということで、実績が挙がってございます。来年度は、70名を予定しているという状況でございます。

私どもも、今回御指摘いただいたとおり、やはり私どもの会社を選んでいただく方々を増やすために様々な努力をしていますが、やはり新入社員だけじゃなくて、やはり経験者を募集、採用するということで進めています。これは、やはり、私どもだけで育て上げるということはなかなか厳しくなっていますので、やはりスキルの維持という意味でも、他業界でそれ相応の経験を持たれた方を採用していくということで考えてございます。

私どもは、発電所と廃止措置をやっている発電所、それから再稼働を目指している発電所を保有してございます。従って、この中でしっかり訓練をしながら、R F Sの事業に、今、お手伝いをさせていただいている状況でございます。従いまして、これからも操業を含めて、安全を維持するために我々もしっかり指導してサポートしていきたいというふうに考えている所存でございます。私からは以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。塩谷委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。続きまして、高木委員の代理の加藤事務局長、お願いいたします。

【高木委員（加藤代理）】

代理の加藤でございます。個人の見解として、2005年当時から誘致の活動をむつ市でされているような状況だったと思います。その中で地域住民の方々がこれを決断されたと、誘致することに賛同を得て進められた経緯があったように見ました。その決断というものが、本当に大変重要なものであると、今でも評価すべき問題ではないのかなと思っております。その当時、50年のものを考えながら、誘致を進めていくという決断をされたものですから、まだ約20年しか経っていませんが、地域住民の方々の意見や賛同を得ながら進めていくべきかなと思います。

将来に向けては、50年後ということではありますが、50年と言いますのは長いスパンでありまして、近いうちに南海トラフが必ず起きると言われております。専門家の話ですと、約2,600兆円の経済損失、21万人の方々が亡くなると言われております。南海トラフは、相当広範囲になっておりますので、むつ市は、そこから大分離れていますので、その比較から言いますと、大分安全な場所であるのかなというふうには個人的には思っています。

あともう1点ですが、消滅可能性都市が公表されまして、2050年に向けて、青森県は殆どが消滅可能性都市に含まれております。それだけ人口が減っていく中で、地域住民、青森県の人口、どれだけになっていくのか分かりませんが、50年後、殆ど人がいなくなっている可能性もあるので、なかなか難しい、50年の将来というのは判断するのは難しいのかなと思いました。以上です。

【坂本座長】

ありがとうございました。ただ今の御意見に対しまして、何か御発言ございますでしょうか。どうぞ、お願いします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

御意見の方、ありがとうございました。リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。弊社の方、おっしゃっていただいたとおり、会社設立の際に地域を二分するようないろいろ意見もありましたけれども、結果的に御誘致いただいたというふうな経緯があることは、私も承知してございます。

そういった形もありますので、まず私どもの会社というのは、やはり地域に根差した、地域の御理解がなければ成り立たない会社というのを肝に命じまして、常日頃から地元との理解活動とか、地域行事への参加ですとか、あとは先ほど言いました雇用面ですとか、そういった形で極力地元の皆様と一緒に進めて参りたいと考えてございます。今後も安全最優先にそういった形のものを進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、地元採用というところで申しましたけども、丁度、今、新入社員なんかと話をしていますと、今の新入社員が50年後、69歳になるんですね。そうすると、今、雇用が65歳なんですけど、50年後、多分、70歳ぐらいには延びているだろうということ、まさに、今、これから入ってくる若い世代が50年後の弊社のことを見ているのではないかということで、その辺を込めてしっかりと教育の方もやって参りたいと思います。ありがとうございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。加藤代理、よろしいでしょうか。続きまして、岩本委員、お願いいたします。

【岩本委員】

特にないです。

【坂本座長】

それでは、蝦名委員、よろしくお願いいたします。

【蝦名委員】

1つ思ったことがあります。こういう沢山資料とかを出していただいている中で、今日、多分ニュースになると思うんですけど、県民の皆さんの情報共有について、ちょっと気になったところがありまして。皆さん、企業のホームページがあると思うんですけど、今日の詳しい、これくらい詳しい内容っていうのがあまり載っていないなという感じがしまして、何かこういう詳しい、分かりやすい、PDFファイルじゃなくて、本当に図解で分かりやすく、県民が理解できるような内容を是非載せていただきたいなと思ったところでした。

【坂本座長】

ありがとうございます。ただ今の御意見に対しまして、御発言、ございますでしょうか。お願いします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。貴重な御意見、ありがとうございます。ホームページにつきましては、これまでも御意見等いただいておりますので、事業開始に向けて、その辺の今までの立地の協定書ですとか、あと説明会等で使った資料等を掲載いたしまして、より分かりやすい形でのホームページの方を作っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【坂本座長】

蝦名委員、よろしいでしょうか。続きまして、オンラインの阿波委員、お願いいたします。

【阿波委員】

阿波です。皆様、聞こえておりますでしょうか。私の方からは、特に今回の案件となっております使用済燃料貯蔵計画及び安全協定等については、意見はございません。関連しまして、意見、コメントとなりますが、私の立場から1点だけ申し上げたいと思っております。

今回の施設につきましては、初期性能といたしましては、しゅん工段階で十分な安全性を有していると認識しております。しかしながら、その後、長期的な供用期間を通じて、その機能や安全性が確保できているのかどうかということを適切な維持管理や点検を基に評価していくということが、今後、求められていくだろうというふうに考えております。日常点検や定期点検は当然でございますが、例えば、非常時におきまして、昨今、地震や津波、豪雨災害等々、災害が激甚化する傾向がございますので、1回の地震、事象では、十分な安全性が確保できたとしても、その後、複数の事象が起きることによって、その施設の安全性が確保できているかどうかということも今後、検証していく、評価が求められてくるだろうと考えております。そういったことから、引き続き継続して最新の知見を基に、安全第一で管理を進めていただければと考えております。私の方からはコメントでございます。以上です。

【坂本座長】

ありがとうございました。ただ今のコメントに対しまして、何か御発言。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。委員の御意見の方、ありがとうございます。弊社の方では、設備しゅん工、これ、今回、規制委員会の認可の方、頂戴しているわけなんですけども、これ以外に毎年定期事業者検査というものを行っておりまして、そちらの方で安全性の方を担保しているというところと、日々のそういった活動につきましては、保安規定というものを定めまして、そちらの方できちんとPDCAを回していくというようなことを取り組んでございます。

それから、最新の知見につきましても、海外等を含め、国内の事例等で新たに取り入れる知見がありましたら、適宜そういったものにつきましましては、弊社の場合に置き換えて評価して、取り入れられるものは取り入れて、常に安全の向上については努めていきたいと考えてございます。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。それでは、次は稲垣委員、お願いいたします。

【稲垣委員】

稲垣でございます。私の方からは、リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保、環境保全に関する協定に関しまして、個々の項目の良否ではなくて、その内容全体について質問と意見を述べさせていただきます。少し長くなりますがお許しください。

まずはじめに、安全確保、環境保全を確実なものにするためには、2種類の対策が必要と考えています。1つは、安全確保のための技術の確立と確認、もう1つは、それら技術を適切に使うため

のマネジメント体制の確立です。ここで、マネジメント体制とは、安全確保に取り組む際の役割分担、組織体制、また運営責任体制、権限の範囲、ルールなどを指します。安全確保の技術の方をハードとすれば、このマネジメントというのは、様々な技術を有効に使うためのソフトと言うことができます。我が国におきましては、このハードについては詳細な議論をされていると思うんですけども、ソフトの方については、十分な議論が行われていないように感じているところです。

このソフトの観点から、今回のリサイクル燃料備蓄センターの操業に関する安全確保、環境保全に関して見てみますと、この事業者であるリサイクル燃料備蓄センターに加えて、使用済燃料の所有者である東京電力、また日本原子力発電も積極的、間接的に安全確保に関与すべきものと考えられます。しかしながら、今回のリサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保、環境保全に関する協定書を見ますと、これら事業者3者の役割分担、責任体制が必ずしも明確に読み取れないという印象を持ちました。例えば、定常的な安全確保対策の実施には、当然のことながら、労力、コスト、時間がかかります。軽微な対策については、リサイクル燃料備蓄センターで対応できると思いますが、コストや時間がかかる大規模な対策等については、センターに加えて東京電力、日本原子力発電の積極的な関与が必要になることも多々あると思います。

また、想定外の事象が発生した際にも、リサイクル燃料備蓄センターと東京電力、日本原子力発電の3者の協力による、迅速で的確な対応が求められ、そのためには、3者の役割分担、責任体制等をあらかじめ明確にしておくことが必要であると考えています。

以上のようなことから、事業者3者の役割分担、責任体制などのマネジメント体制について、今回の協定書に、または別の書類として、あらかじめ明確に規定しておくことが必要ではないかと考える次第です。

また、今回のリサイクル燃料備蓄センターと締結される協定と2005年に東京電力、日本原子力発電と締結された使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定が、どのような関係にあるのか、これについても分かりやすい説明が必要であると考えます。

上記の内容につきまして、既に協議を実施されているのであれば、もしその内容につきまして御説明いただければ幸甚です。以上が私の意見でございます。

【坂本座長】

それでは、ただ今の御意見に対しまして、まずリサイクル燃料貯蔵から、お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。弊社は、御承知のとおり、東京電力ホールディングスと日本原子力発電の使用済燃料が再処理されるまでの間、安全に貯蔵管理するという役割と責任を負う会社でございまして、親会社であります東京電力ホールディングスと日本原子力発電は、原子力発電所から弊社までの使用済燃料の搬入と弊社にて中間貯蔵後に引き渡された使用済燃料を再処理工場まで運ぶ、輸送ですね、こちらの責任を負っております。従いまして、委員御指摘の安全確保のための技術の確立と確認とマネジメントの体制の確立に関しまして、貯蔵管理に関わるものにつきましては、弊社が責任を持って実施して参ります。

弊社の方で貯蔵の事業を的確に遂行するためのマネジメント体制を含む技術的能力を有することは、これは原子力規制委員会の事業許可の審査において確認をいただいております。そして、これを操業段階において担保するものが保安規定となります。保安規定には、使用済燃料貯蔵の運営

に必要な保安管理体制や品質マネジメントシステム、保安教育、貯蔵管理、放射線管理、緊急時の措置などを規定しておりまして、これに基づいて事業に取り組んで参ります。

また、トラブル発生時において、弊社で対応が困難な場合には、親会社と協議の上、対応することも保安規定で定めております。なお、この保安規定につきましても、昨年8月に原子力規制委員会から認可を頂戴してございます。弊社からは以上でございます。

【坂本座長】

続きまして、東京電力ホールディングスから、お願いいたします。

【東京電力ホールディングス（株）】

東京電力ホールディングスの宗でございます。今、R F S、高橋社長からも御説明があったとおり、一連の直接的な責任分担という意味では、当社と日本原子力発電は、原子力発電所からリサイクル燃料備蓄センターまでの輸送、また、リサイクル燃料備蓄センターから再処理施設までの輸送、その一連の輸送について責任を負って、しっかりと行って参るということになります。一方、中間貯蔵事業そのものにつきましては、R F S、事業主、実施主体として責任を持って運営を行うというふうに考えております。今、説明があったとおり、しっかりと国の事業許可の審査においても審査をされており、十分、そうした責任能力を有していると考えております。

一方、当社及び日本原子力発電は、R F Sの親会社であり、2005年の立地協定の当事者として、また、今回、検討いただいている安全協定の立会人として、次の役割を担うというふうに考えております。まず、当社及び日本原子力発電は、R F Sが安全協定の各項目を遵守するよう、責任を持って指導・助言するとともに、R F Sが実施する中間貯蔵事業に対して、引き続きしっかりと支援、協力をして参ります。また、R F Sの親会社として、R F Sが安全と品質を第一に事業を進められるよう、これまでと同様に今後も責任を持って支援をして参ります。

なお、稲垣委員、御指摘のように、大規模な対応、対策が必要な際には、これまでもR F Sは、貯蔵契約の相手方であり親会社でもある当社及び日本原子力発電と適宜協議を行い検討しており、今後もそうした対応を行って参ります。また、トラブル発生時には、異常が生じた場合には、直ちにR F Sが当社及び日本原子力発電に連絡、通知するとともに、応急措置を行い、必要に応じ3者間でその後の措置について協議することを取り決めております。その他、青森県が主催する訓練への参加、協力や自主的に実施する定期的な訓練などを通じて、県民の皆様にご安心いただけるよう努めて参ります。今後も事業開始に向けて、地元の皆様の安全・安心を確保するように努めて参ります。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。青森県の方から、何かございますでしょうか。

【危機管理局】

危機管理局長の豊島と申します。委員から御指摘いただいた点、その内容につきましては、今、各電気事業者の方からの御説明のとおり、私ども、ロジックは整理しているつもりでございますが、やはり県民に伝わりやすいアウトプットというものが大事だと考えてございますので、その辺については、少し検討させていただきたいと思っております。

【坂本座長】

ありがとうございました。稲垣委員、よろしいでしょうか。御発言、お願いします。

【稲垣委員】

御回答、どうもありがとうございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。続きまして、オンラインの占部委員、お願いいたします。

【占部委員】

占部です。今回の協定の内容についてですが、私、基本的には、核燃料サイクルの確立ということの重要性というのは認識しているつもりです。それだけに青森における各施設の安全性、あるいは事故対応等は非常に重要だというふうに考えております。従って、県民からの十分な信頼が得られるような対応策、それは協定の内容の中にも大半入っていると思いますけども、これを十分留意して計画を進めていただきたいと思います。

私の質問の1つは、事故、災害が起こった時に、災害対応の面なんですけど、事故災害というのは、常に新しく問題提起をするという側面があります。例えば、福島事故もそうですし、それから今度の能登半島での地震災害もそうですが、そういった事態が常に新しい災害対応という課題を提起しているように思います。そういう意味では、災害が起こった時の協定の内容というのが、これを補償する、もし災害が起こった場合には、これを単に補償するという内容の一言では、やはり済まされない、もう少し深い内容もあるのではないかと。これは、福島事故、あるいは能登半島での事故等を思いまして、災害対応についての補償という内容についても、もう少し踏み込んだものがあってもいいのではないかなという印象を持ちました。

それから、防災のあり方なんですけど、基本的には、これは地方公共団体というか、青森県の責務の下で実施されるわけなんですけど、やはりそこに事業者が、これだけ沢山の事業者がここに集中されていますので、もう少し積極的に直接的な緊急事態への対応だとか、あるいは補強に対する役割だとか、そういったことに対して、もう少し積極的な協定内容というものにしていただければいいかなという印象を持ちました。以上です。

【坂本座長】

ありがとうございました。ただ今、御質問も含まれていましたけども、御意見に対しまして、関係者の方から御発言いただきたいんですけども、県の方が先ですかね。それとも、何か御発言ございますでしょうか。

【危機管理局】

ありがとうございます。危機管理局の豊島と申します。災害対応、まさに日頃からの訓練が必要だと思っております。この協定書の中には、具体のことは書かれてございませんが、日頃から事業者とのコミュニケーションを取りながら、また、毎年、それぞれ原子力施設ございますので、そういった中の計画的な中でしっかりと災害時対応について準備していきたいなと考えてござい

す。

【坂本座長】

ありがとうございました。占部委員、よろしいでしょうか。

【占部委員】

やはり、非常に事故だとかというのは、生き物のようなものですから、それぞれやっぱり教訓を活かしながら、詳細に実際の面で対応していただければと思います。ありがとうございました。

【坂本座長】

ありがとうございました。それでは、続きまして、奥村委員、よろしくお願いいたします。

【奥村委員】

奥村です。私の意見というのは、中間貯蔵が安全に行われるであろうことを理解し、納得するために、もう少し御説明を加えていただきたいというような内容でございます。

第1点は、この間の資料、時間の制約もあって説明がなかったのかなと思うんですけれども、地震動、700ガルの基準地震動だったと思いますが、相当強い地震動が貯蔵されているキャスク、床に固定されておりますけど、それに強い地震動が及んだ時に転倒のリスクはないのか。実際、地震の被害なんかを見ていると、構造物、家屋を基礎に固定しているボルトが破断するような家屋なんて軽いものですが、キャスク120トンもあるものを10本ぐらいのボルトで固定をしている。あるいは、台座には、あれ、8本ぐらいでしたかね。そういう状況でボルトの破断が起きたりキャスクが転倒する危険はないのだろうかという不安を感じましたので、おそらくそれ、そういう転倒のリスクについて御検討されていると思いますが、何かそういうことがあればお教えてください。

もう1点は、施設を拝見しますと、閉じ込める機能を有しているのはキャスクだけである、ということになると思います。勿論、キャスクの中にも幾つかのシステムはあるけれど、キャスクがもしも破壊したら、もうそれを、その後、閉じ込める方策は一切ないというような状況に見えました。それを思ったのは、福島第一原子力発電所の事故以降、発電用原子炉で多重防護ということが言われて、何重にも炉心損傷や放射性物質の拡散が起らないように対策が行われているようになって。それに比べると、あまりにもシンプルな一層の防護だけのように見えてしまいます。これは、勿論、発電用原子炉と違って、単に放射性物質をキャスクに閉じ込めているだけだということで説明がつくだろうし、そういうキャスクが損傷して放射性物質が漏れるリスクがないということは十分に低いということは検証されているのであろうと思います。ですが、やはりキャスクだけで大丈夫なんだと言われると、やはり不安に思うところがあるので、そのあたり、キャスクは本当に大丈夫で損傷のリスクは極めて低いということを御説明いただければと思います。

【坂本座長】

ありがとうございます。それでは、リサイクル燃料貯蔵様、よろしくお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。まず最初に地震のボルトの関係でございますけれども、

弊社の敷地における基準地震動は、事業許可基準規則に則りまして、プレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震に基づく震源を特定して策定する地震動に加えまして、震源を特定せず策定する地震動に関しまして、最新の科学的・技術的知見を踏まえまして、各種の不確かさを十分に考慮した上で策定してございます。金属キャスク、台座、及び固定ボルトにつきましては、この地震動による地震力に対する耐震性の評価を行っておりまして、ボルトの破断ですとか、台座の損傷はなく、また、金属キャスクが転倒することはないと、そのように評価してございます。また、この耐震性の評価につきましては、設計及び工事の計画の認可審査を通じまして、原子力規制委員会の確認を頂戴してございます。最初の質問については以上でございます。

あとキャスクの閉じ込め機能について、追加的に御説明の方をさせていただきますと、キャスクにつきましては、原子炉のように高温高压の流体を内包しておりませんので、キャスクのみで十分な閉じ込め機能を確保することができます。キャスクの蓋につきましては、放射性物質を直接閉じ込める一次蓋と、その上を覆う二次蓋で二重化されておりまして、かつそれぞれの蓋は金属製のガスケット、いわゆるパッキンですね、これで密封されてございます。それらの機密性能は、温度ですとか放射線の影響を受けても貯蔵期間に劣化しないことを確認してございます。また、キャスクの内部には、不活性のヘリウムガスが注入されておりまして、キャスクそのものや内部の使用済燃料が劣化して密封性能に影響を及ぼすこともございません。あと、キャスク内部が大気圧よりも低く、一次蓋と二次蓋の間の空間を大気圧より高くして、その蓋間の空間の圧力を監視することによりまして、それぞれの蓋の密封性能に異常がないか、こういったものを監視できる仕組みになってございます。これによりまして、周辺に影響を及ぼす前にわずかな異常を直ちに検知いたしまして、金属ガスケット、もし異常がある場合には交換するというような対策を取ってございます。

今回の説明につきましては、キャスクの安全性ということで主に4つの機能というものを中心に御説明させていただいたところでございますけれども、今、申しましたような詳細な安全性につきましては、今後、住民説明会の場における質疑の場などを通じて、丁寧に説明の方をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【坂本座長】

奥村委員、よろしいでしょうか。それでは、次に入りたいと思います。次は、オンラインの柿沼委員、お願いいたします。

【柿沼委員】

柿沼でございます。よろしく申し上げます。今回、リサイクル燃料備蓄センターの視察に参加させていただいて、この実際のキャスクというものが非常に強固に計画・設計されてできているということを非常に感心して見せていただきました。

一方、これを扱う人材というものが、やはり大切になってくると思いますので、ハードの準備はオッケーということであっても、人材の教育、それからここで働く方々の放射線防護の観点から、常に教育をしていって欲しいと思います。特に、既に質問、コメントがありました緊急時ですね、防災時に対しての準備ということが、今後、非常に大切になってくるのではないかと考えております。以上です。

【坂本座長】

ありがとうございました。リサイクル燃料貯蔵さん、お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。キャスクにつきまして、御評価いただきましてありがとうございます。あとは、人材の育成ということの御意見だと承りましたけれども、繰り返しになりますが、今現在、弊社の方、親会社からの出向社員が中心でやっていますけれども、ゆくゆくは地元の人材で中核を担えるようにということで定期的に採用の方を進めておりまして、こちらも計画的な教育の方、努めているところでございます。

それから、非常時を踏まえた想定の実訓練、こちらも定期的に行っておりまして、地震に加え火災ですとか、あらゆることを想定した社内の訓練の方もやっております。

最新の知見につきましても、先ほどもちょっと御説明しましたが、何かあれば適宜評価いたしまして、取り入れるものは取り入れるような形の体制を作って参りますので、本当に安全に終わりはないということで、常にその安全に対する取組とそれに対する人材育成というものを継続的に進めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。柿沼委員、よろしいでしょうか。

【柿沼委員】

ありがとうございました。

【坂本座長】

それでは、次に入りたいと思います。佐藤委員お願いいたします。

【佐藤委員】

佐藤でございます。よろしく申し上げます。協定書案の条文についての意見、2点ですけれども。1つは、使用済燃料の貯蔵期間について記載のある第4条の3で、「使用済燃料は、貯蔵の終了までに備蓄センターから搬出するものとする。」と書かれておりますが、この記述に「全て」を追加して、「全てを搬出するものとする。」と記述した方が、明解で良いのではと思ったのですが、いかがでしょうか。

2点目ですが、条文見出しが「平常時における報告等」となっております。第11条の2項に「放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管廃棄量」これを定期的に文書により報告するものとする」と書かれておりますけれども、放射性廃棄物の発生する状況が、例えば、原子燃料サイクル施設であるとか、東通原子力発電所と異なっていると考えられます。それで、条文見出しが、繰り返しになりますが、平常時における報告書等を付して、第11条の2は記載されているんですが、平常時において放射性廃棄物が発生しない施設であると考えられるので、平常時における報告という条文見出しに記載されるような項目なのかなと気になりました。この辺、御説明をいただければと思います。実際に東通原子力発電所との間の安全協定の中では、平常時における報告等という言葉が使われていて、それはよく分かるのですが、この中間貯蔵施設に関して、こういう表現で良いのかなという点ですね、よろしく申し上げます。

【坂本座長】

青森県から、御発言お願いいたします。

【危機管理局】

ありがとうございます。危機管理局でございます。まず1つ目の「全て」という記述を入れることについてでございます。御案内のとおり、平成17年の立地協定と同じ文言を活用させていただいてございまして、これを追加することについての影響といたしますか、その辺については、勉強させていただければと思っております。

それから、2つ目の第11条関係の放射性廃棄物の保管廃棄量を平常時の報告に入れるかどうかの話でございます。御案内のとおり、平常時において放射性廃棄物が発生しない施設でございます。ただこの施設であっても、放射性廃棄物を保管する廃棄物貯蔵室というものも整備している関係上、こういった項目については、他と同様に追加させていただいているというところでございますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

【佐藤委員】

よろしいでしょうか。2点目についてですが、つまり、例えば、今のおっしゃっている説明も、私も分かる気もするんですが、少しこの辺りは曖昧さが残ってしまう気もするのです。若干だったら、殆ど問題ないんですけど、でも厳密に言うと幾らかあるみたいなような、そういう部分を設けて、この施設に特有なケースですよね、何か、そういうような扱いで曖昧さをもう少し無くするという手もあるかもしれないんですが、そういう御検討が可能であれば、お願いできれば助かるなという気がいたします。

【坂本座長】

知事、お願いします。

【宮下知事】

御指摘を踏まえて、先ほど危機管理局長からは、勉強させていただくというようなお話がありました。我々としては、そこに曖昧さは基本的にはないと思っていて、全量必ず搬出するということが基本の施設であるというふうに認識してございます。それは立地協定の時から同じ、立地協定の時からそのことを前提に誘致をしておりますので、そこでその記述が全て書いてあるか、書いていないかに関わらず全量搬出されるということは、明確にこの場でも明言させていただきます。以上です。

【佐藤委員】

知事の御説明ありがとうございます。その点については分かりました。2点目の話ですが、11条の（2）のところのお話についてですが、よろしいでしょうか。

【宮下知事】

ちょっと、私、論点が分からなかったもので、もう少し明確にさせていただいてよろしいですか、そ

うしましたら。

【佐藤委員】

これは、私の放射性廃棄物の取り扱いの経験からきているのですが、施設には、密封というか、放射性物質が外に出ないタイプの施設と、それから業務上、廃棄物が出る施設、これは分けられていますね、法律的に。それで、この、中間貯蔵施設は、これは、密封の施設になっているんです。にもかかわらず平常時における報告等が必要だという条文見出しがあるところに、本来非密封の放射性廃棄物が発生しないにもかかわらず、発生するような書き方になっていて、しかもそれが「平常時」と表現されている。ですから、そこが曖昧だなと思って、どういうふうにそこを仕切れればいいのかなと思い、御質問させていただきました。長くなってすみません。

【宮下知事】

趣旨としては、異常時というものが我々としては大事だというふうに思っているんです。その異常時にどうするかということを考える時に、反対の概念としての平常時というものが出てくるというだけの、おそらく記述だというふうに理解をしておりますので、そのように理解していただければと思います。ですから、通常時が前提で東通や他の動的な施設のように、モニタリングをしっかりしなきゃいけないこととは、少し切り離して私たちも考えていますので、そのように理解していただければと思います。

【佐藤委員】

分かりました。

【坂本座長】

中身は、結局、書いていることは一緒だと思いますので、解釈の相違かなというふうには感じておりました。ありがとうございました。続きまして、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】

高橋でございます。リサイクル貯蔵備蓄センターに係わる規制基準対応、検査の状況について御説明を伺いまして、私としては、安全工学の立場ですけれども、十分な安全性を有しているというふうに判断できるというふうに考えております。

以下、感想的なところですが、本施設は原子力発電所や日本原燃の設備とは全く異なっていて、ほぼ動的な機器が存在しない設備であるにもかかわらず、ほぼ同等の規制を規制側が要求しているわけですが、規制は厳しければ良いというわけではないと思っております、その分、事業側に非常に負担がかかると思います。なかなか定量的にリスクというのは判断が難しいんですけども、やっぱり地震等に対する評価に対して、そういった原子力発電所と同等の要求をするということは、過剰なのではないかと思います。今まではグレーデッドアプローチというアプローチがあって、その施設の持っているリスクに応じた形での規制をするという形がありますが、そういったことをもっと考慮していただきたいと思っています。

あともう1点は、そういった地震とかに関しては詳細に評価するんですけど、やはり現実的なリスクとして、これは主観的なものもあるんですけども、可能性としては人の不法な進入等の、核セ

セキュリティの問題への言及が説明の中に少ないと思います。これは核セキュリティ上、公にできない部分があるのは理解できるんですけども、やはりそこで十分な対策を取られているということは、何等かの形でもう少し御説明いただければと思います。以上です。

【坂本座長】

ありがとうございます。それでは、原子力規制庁の方からよろしくお願いいたします。

【原子力規制庁】

原子力規制庁の長谷川です。御認識のとおり、使用済燃料の中間貯蔵施設は、発電用原子炉ですとか、再処理に比べて潜在的なリスクは小さいものと思われます。堅牢な輸送容器である金属キャスクに使用済燃料が収納され、放射性物質が異常な水準で放出されるような事故の発生のリスクというのは、小さいものと考えておりまして、新規規制基準においても重大事故を想定するような要求はいたしておりません。一方で地震等の評価についてですけども、先ほどの質問にもありましたけど、この施設はキャスクで基本的な安全機能を全て担保しておりますので、そのキャスクをいかに安全を担保するかということに尽きるとは思いますけど、キャスクの中には、大量の使用済燃料を貯蔵する施設でありまして、その放射性物質の種類・量等も踏まえまして、安全確保のために必要な耐震性を求めているといったところでございます。

また、核セキュリティの方でございんですけども、この貯蔵施設は、事業許可基準においては、人の不法な侵入を防止することなどを求めておりまして、人の不法侵入を防止する区域を設定し、その区域に容易な侵入を防止できる柵ですとか、鉄筋コンクリート造の壁などの障壁を設けるなどの核物質防護対策を講じる必要がございます。また、出入り管理ですとか、物理的な防護、また情報システム等の防護措置などを定めた核物質防護規定というのがございますけれども、この認可についても、既に確認をしているところでございます。具体的な内容につきましては、核物質防護上の観点からなかなか詳細をお答えすることは難しいんですけども、そういった十分な防護対策が講じられているということを確認はしております。以上でございます。

【坂本座長】

高橋委員、よろしいでしょうか。続きまして、永里委員からお願いいたします。

【永里委員】

永里です。まず前回の懇話会で現地の視察対応いただきましてありがとうございました。私からは、感想めいた話になりますけれども、地震津波対策等、新規規制基準に係わる安全対策というのが確実に実施されてきつつあるのかなという感想を持ちました。

また、今はまだ管理区域設定前なんですけども、その状況においても出入り管理等、核物質取扱いに係わる警備体制が整っておりまして、十分な教育訓練がなされているのかなと感じたところでございます。このことは、今後、実際に使用済燃料を受け入れということになるわけでございますが、このような事前の教育訓練というのが非常に重要だと思っているところでございます。

また、今後、50年にわたりまして貯蔵していくという場合におきましては、当然、施設の管理ですね、それに基づく安全確保ということは重要になってきますので、十分な力量を持った人材の確保と人材育成が重要と考えているところでございます。以上でございます。

【坂本座長】

ただ今の御意見に対しまして、リサイクル燃料貯蔵、お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。永里委員につきましては、御評価いただきましてありがとうございます。弊社、施設への使用済燃料の受入れを前提とした各種訓練ですとか、施設の運用面を定めました保安規定に基づく反復教育ですとか、あるいは緊急時を想定した訓練、こちらを適切に実施いたしまして、社員の力量の維持・向上に努めて参りたいと思います。

また、50年見据えたということで、やはり、これは繰り返しになりますけども、地元の高校を中心とした地元採用を進めまして、将来的には、そういった地元採用の方が当社の中核になれるような形で計画的に人材育成の方も進めて参りたいと考えております。ありがとうございます。

【坂本座長】

よろしいでしょうか。

【永里委員】

ありがとうございます。

【坂本座長】

それでは、白濱委員、お願いいたします。

【白濱委員】

去る6日、リサイクル燃料備蓄センターの見学ができましたことは、大変良かったと思っております。2010年8月に工事を着工して、2013年8月に建屋が完成、以後、新規制基準に基づく安全対策工事などが進められて、2024年3月で完了とのことでございました。工事着工から14年が経っております。今年上期、いよいよ操業開始のところまでできました。操業開始にあたり、周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図るための協定書が示され、説明会が開かれました。住民の安全を確保すること、環境の保全を保つこと、積極的に情報を公開し、透明性を維持すること、更に住民との信頼関係を確保し続けることは、大変重要なことだと思います。また、あつてはならないことですが、万が一にも事故や異常事態が起こったトラブル事象への対応についても、速やかに適確な対応と措置が取られるなど、多岐にわたる項目の説明を受け、協定書内容案を納得できまして、了承することができました。

エネルギー資源が乏しい我が国にとって使用済燃料のリサイクルは安定的な資源の確保の一端を担うとともに、脱炭素社会に向けての一翼を担うことができると考えております。私は、専門家でもありませんし有識者でもありません。ただ、一主婦の目線で感じたことを述べさせていただきました。ありがとうございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。それでは、資源エネルギー庁の方からお願いいたします。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁でございます。御指摘、誠にありがとうございます。御指摘のとおり、脱炭素社会の実現とエネルギーの安定供給の両立に向けまして、原子力発電を安定的に利用していく上では、使用済燃料をリサイクルし有効活用する、核燃料サイクルの推進が不可欠と考えてございまして、この核燃料サイクルの推進ということを国の基本的方針として、一貫して位置付けて参りました。本日、委員からの御指摘を踏まえまして、安全性の確保を最優先としまして、情報の公開、透明性の確保ということにもしっかりと取り組みつつ、事業者とも連携しまして、また必要な指導も行いながら、今後とも直面する課題を1つ1つ解決しながら核燃料サイクルの確立に向けて取り組んで参りたいと考えております。御指摘、ありがとうございます。

【坂本座長】

白濱委員、よろしいでしょうか。それでは、次にいきたいと思います。次、田中委員、お願いいたします。

【田中委員】

田中です。私からは、資料の方には意見の方は記載がないんですけども、先日行われました備蓄センターの現地視察で感じたことを申し上げたいと思います。備蓄センターそのものの安全性であったり、受入港からのアクセスルートも確認できました。あと、金属キャスクの取扱いについてもお話を聴くことができましたし、過去の広報紙でも訓練の様子が確認できました。これから、施設への搬入、貯蔵、そして搬出までのプロセス、50年間しっかり安全管理を行っていただきたいと思います。そして、再処理工場が、六ヶ所再処理工場がまだしゅん工していない中ではありますが、備蓄センターから搬出先となる可能性があるということは、六ヶ所再処理工場も同じく50年、それもまた50年を超える期間、再処理を行う可能性もあると考えられます。

いずれにしても、核燃料サイクル確立に向けて六ヶ所再処理工場のしゅん工が一番の鍵になると思いますが、しゅん工後の50年先の再処理についても、国のエネルギー政策としてしっかりと県民の理解が得られるよう、今後も十分な検討をお願いしたいと思います。私からは以上です。

【坂本座長】

ありがとうございました。ただ今の御意見に対しまして、何か御発言ございますでしょうか。お願いします。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁でございます。御指摘、誠にありがとうございます。御指摘のとおり、まずは六ヶ所再処理工場のしゅん工、早期しゅん工に向けてということで、これは事業者、政府、一体となりまして全力で取り組んで参ります。それに加えて、御指摘のとおり、この50年間、最長50年間の貯蔵期間が終了した後は、それまでに全量を運び出すというような立地協定のお約束のもとで立地した施設であり、これは、国の核燃料サイクルというような政策のもとでご地元にも事業者と共にお願いをして立地をしてきたというような施設であると認識をしておきまして、これは、その時点で稼働しております再処理工場に全量を運び出すというようなことで、この再処理と

いうことをきちんと核燃料サイクルの政策のもとで確保していくというような形で進めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。田中委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、オンラインの松井委員、お願いいたします。

【松井委員】

松井です。私からは、現地での説明会についての感想といいますか、御提案をさせていただければと思います。現地での視察、説明会を受けまして、私の方もかなり理解が深まったなというところではありましたので、当日はありがとうございました。

やはり、現地での説明は、実際にいろいろ閉鎖性が言われる中でより具体的なものを見ることができて理解が深まる良い機会かなと思いました。ですので、私も最初の質問の方に書いてあることですが、地域の住民の方々への現地での説明会は、より重要な機会になるかなと思います。懇切丁寧な説明などが、ホームページ上の動画の公開なども含めた形で検討をいただければと思いますが、こういった丁寧な説明というのが、地域の理解、信頼に繋がりますので、引き続きこうした機会を御対応いただければと思います。以上です。

【坂本座長】

ありがとうございました。ただ今の御意見に対してお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。御視察いただきましてありがとうございます。弊社も普段から視察の受入れ等を行っておりまして、こちらについては、引き続き行って参りたいと考えてございます。あと、この説明会の中でも御意見等で出ました、若い世代、特に若い世代ですね、こちらの方々ということで、こちらにつきましても、むつ市さんと協力して、高校生を対象にした施設見学会などを行っておりますので、こういったものも継続して取り組んで参りたいと考えてございます。

それから、これから説明会、各所で県主催のものがございますけども、その後にむつ市主催の説明会というのがございますので、こちらにつきましても、丁寧に御説明させていただきたいと考えてございますし、繰り返しになりますけども、まず、施設を御覧いただくというのが一番安心に、皆様の安心に繋がるのかなということなので、引き続きこういった機会を作って、現地でもPR活動に取り組んで参りたいと思います。

それから、新たな取組といたしましては、事業開始後、当社の放射線の状況など、モニタリングポストの数値、こちらを適宜ホームページの方で開示するような形で、今、検討してございます。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。松井委員、よろしいでしょうか。

【松井委員】

ありがとうございました。

【坂本座長】

それでは、最後に、私の方から発言をさせていただきます。資料にも書いてありますけども、6月6日に使用済燃料の貯蔵計画について御説明をいただいたところです。事業の認可申請から様々な工程を経て今日に至っているということで、その御説明に関しましては、特に意見はございません。事業開始後、周辺地域、県民の、住民の安全の確保及び環境の保全を図るべく全力を尽くして取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

安全協定の案につきまして、ちょっと読んでいたんですけども、その中で、全体的に協定に必要な事項は網羅されているかなと理解したんですけども、住民への広報というところで止まってしまって、第18条の「特別な広報」、住民への広報というのは、情報共有ですとか、理解を得る上で様々な広報とか、やっぱりRFSの方でやれる場面というものはあるだろうと思っている時に、この「特別な広報」といった時に、特別とは何だろうと考えてしまったんですね。やはり、広報する時に全てが特別なのか、それとも必ず届けなければならないものなのか、その辺が曖昧なことが私の頭の中にクエスチョンが出たということで、これ、もしかしらできるのであれば具体化した方がいいのかなと考えた次第でございます。私の意見としては以上でございます。これに対しまして、県の方から何かございますでしょうか。

【危機管理局】

ありがとうございます。第18条になりますが、こちらに「特別な広報」という項目がございます。こちらにつきましては、第12条に定める異常事態が発生した場合に、その事態について、周辺地域の住民等に行う周知活動を指しているものでございます。従いまして、通常行っている広報、これとは区別するためにこういった形の項目を用いてございます。少し具体化した形の表現ということだと思いますが、運用にあたりまして、住民の安全・安心を第一義ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

【坂本座長】

御説明、ありがとうございました。納得いたしました。それでは、以上で出席委員全ての皆様から御発言をいただいたところでございますけども、本日、欠席されている委員からも御意見をいただいておりますので、事務局に朗読していただきます。事務局の方、よろしくお願いいたします。

【司会】

私から、外崎委員、雪田委員、二木委員、日比野委員、4名の方の意見を朗読させていただきます。まず、外崎委員と雪田委員からは「意見なし」との御連絡をいただいております。

二木委員です。協定書には、青森県、むつ市、リサイクル燃料貯蔵、東京電力、日本原子力発電株式会社との取り決め内容になっているが、キャスクの搬入・搬出は、海上を使用し、漁業操業に支障がないように行うことは当然ではあるが、第10条並びに第11条の事前報告については、県漁連にも通知をいただきたい。

原子力船むつ関連協定については、青森県、むつ市、県漁連、国の4者協定があり、原子力政策

には、一定の理解を示してきた。原発事故やALPS処理水に起因する漁業補償対応は、本会が窓口になり、会員漁協の対応をしてきた経緯がある。万一の事態が生じた場合、その地域だけではなく、広範囲に被害や風評等の影響が生じることが想定される。このことから、日頃からの情報提供や事前報告は必要と考える。二木委員の御意見でございます。

続きまして、日比野委員でございます。（１）中間貯蔵施設における使用済燃料の搬出先に関する事項について、資料１、６ページ、資料４、１９ページでは、中間貯蔵施設における使用済燃料の搬出先に関する説明を記載いただいておりますが、市民の懸念に対する回答としては、やや説明が不足している点が残っているように思います。まず、資料１の６ページにおいては、「貯蔵されている金属キャスクは全て搬出します※」とあります。この※内で言及されている協定書は、どの機関が責任主体として結んだ協定書なのか、また、その実施義務の内容が分かりやすく伝わると良いかと思われます。

資料４においては、指摘②に対する見解②として、一定期間の後には、使用済燃料は必ず搬出されると記載されています。市民にとって重要なのは「必ず」という主張よりも、むしろその活動の主体や実質的な規制の有無であると思われるので、「〇〇の管轄のもと確実に」「〇〇に則って確実に」といった表現をとった方が信頼性をもって受け止められるのではないのでしょうか。

あくまでも御提案までですが、市民に対する適切な説明、情報を御提供いただければ幸いです。以上です。

【坂本座長】

それでは、二木委員の御意見につきまして、リサイクル燃料貯蔵、青森県から御発言、お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。二木委員の御指摘ということでございますけども、核物質保護の観点から、詳細なものというのは御提供できないものもございますけれども、御提供できる情報につきましては、提供の方、させていただきたいと考えてございます。具体的にどのような情報を御提供するかにしましては、今後、まずは社内で検討の上、御協議の方、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【坂本座長】

それでは、青森県お願いいたします。

【危機管理局】

協定上のお話をさせていただきますが、協定において１１条で受けた報告につきましては、県から常に公表していくというようなことでございます。いずれにしても、事業者にあつては、地域の方々の御理解が得られる活動にしっかりと取り組んでいただきたいと考えてございます。

【坂本座長】

ありがとうございます。続きまして、日比野委員の御意見につきまして、リサイクル燃料貯蔵、資源エネルギー庁、御発言お願いいたします。まず、リサイクル、お願いします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。御指摘の立地協定書、どの機関が責任主体で結んだ協定書なのかということにつきましては、同資料の資料３ページに記載ございますように、２００５年１０月１９日に青森県、むつ市、東京電力及び日本原子力発電の４者で締結したものでございます。また、安全協定でも貯蔵期間は最長で５０年間とすることを規定してございますので、弊社は、これをしっかり遵守して参りたいと思います。なお、この６ページ目の記載のところですね、若干、もし分かりづらいということであれば、ちょっと注記するなど、こちらの方も検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。それでは、資源エネルギー庁、お願いいたします。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁でございます。委員御指摘の「必ず」というところに関しましては、使用済燃料を再処理して回収するプルトニウムなどを有効利用する核燃料サイクルというようなことを国の基本の方針としておる中で、こうしたこの国の基本の方針に基づきまして、事業者と共に本施設、立地をお願いをいたしまして、その上でこの最長５０年間の中で全量を搬出するというようなことを立地協定として、地元と事業者との間で締結をして立地をしたというような施設であることから、必然的に全ての搬出が行われるというようなことを申し上げたかったという趣旨でございました。

御指摘を踏まえまして、受け手の方の視点に立った分かりやすい説明を心掛けるというようなこと、大変重要であると考えてございますので、今後とも、より伝わりやすくなるように工夫を重ねて、効果的に御理解をいただけるような御説明ということを行って参りたいというふうに考えございます。御指摘、ありがとうございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。それでは、皆様、御意見等、ありがとうございました。全ての委員から御意見、御発言いただきましたので、これで意見交換を終了したいと思います。皆様の御協力に感謝申し上げます。それでは、会議の進行を司会にお戻しいたします。

７ 閉会

【司会】

坂本座長におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。宮下知事から一言申し上げます。

【宮下知事】

本日は、長時間にわたり御議論いただいたことにまずもって心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。皆様からいただいた御意見等につきましては、県民の皆様の安全・安心を確保する観点から、私自身の総合判断の重大な参考にさせていただきたいと考えてございます。

また、国及び事業者の皆様におかれましては、本日の意見交換を通じて真摯に質問に向き合っ

いただいたことに心から感謝を申し上げますとともに今後とも立地地域の現状を十分に踏まえながら、本県の原子力政策、原子力事業に取り組んでいただきたいと思いますと考えてございます。

今回の御質問、皆さんからいただきました。まだ、ある意味、操業開始まで時間がございしますので、これで終わりということではなくて、更に疑問が生じた場合には、私たち、しっかりと答えて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、御出席の皆様におかれましては、引き続き本県の原子力行政について御理解を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

【司会】

これをもちまして、第34回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。